

きりしま

各キャンペーン参加事業所募集中!

1

鹿児島県商工会議所連合会
ゴートゥーイート
GO To Eat
キャンペーン
25%プレミアム付食事券



3

鹿児島県 /
ぐりぶー飲食券
(プレミアム付も飲食券)
5,000円の飲食券を4,000円で購入いただけます(抽選)
利用期間 令和2年11月9日(月) ▶ 令和3年1月31日(日)



旅で日本を元気にしよう。

2

Go To TRAVEL
トラベル
地域共通クーポン
(旅行代金総額の15%)



① Go To Eat キャンペーン

→鹿児島県商工会議所 ☎ 099-225-9511、9534

② Go To トラベル地域共通クーポン

→ GoTo トラベル事務局
☎ 0570-017-345 (10:00 ~ 19:00)

③ ぐりぶー飲食券・ぐるめクーポン

→鹿児島県プレミアム付飲食券事務局
☎ 0570-008-400 (9:00 ~ 22:00)

参加ご希望の事業所は、対象業種・申請方法・実施期間・参加条件等それぞれ異なりますので申請前に必ずご確認ください。
ご不明な点は、各事務局へお問い合わせください。

商工会議所会員数(10月1日現在)

総会員数	1,322 事業所
個人企業	582 事業所
法人企業	740 事業所

市の人口と世帯(10月1日現在)

総人口	124,882 人
男	60,221 人
女	64,661 人
世帯数	61,506 戸

主な内容

- ◆第127回常議員会 P2
- ◆飲食店感染防止対策支援事業費補助金について ... P3



霧島商工会議所

発行所／霧島商工会議所 鹿児島県霧島市国分中央三丁目44番36号
TEL (0995) 45-0313 FAX (0995) 45-5662
URL : <http://www.kirishima-cci.or.jp> E-mail : dai@kirishima-cci.or.jp

第127回常議員会

令和2年9月8日（火）霧島商工会議所にて第127回常議員会が開催されました。
会員加入など3の議案が上程され、すべて原案どおり可決されました。

審議事項

- ・議案第519号 霧島商工会議所会員加入について
原案どおり可決され、総会員数 1,327 事務所となりました。
- ・議案第520号 令和2年度霧島商工会議所補正予算(案)について
〈霧島国分夏まつり中止に伴う補正予算〉
原案どおり可決されました。
- ・議案第521号 令和2年度霧島商工会議所事業計画(案)及び収支予算書(案)について
〈霧島市コロナ対策商品券及び霧島市出産祝商品券支給事業〉
業 務 商工会と協力し加盟店募集、商品券の販売・換金を行う
販売期間 令和2年10月1日(木)～30日(金)
利用期間 コロナ対策商品券
令和2年10月1日(木)
～令和3年3月31日(火)
出産祝商品券
令和2年10月1日(木)
～令和3年7月31日(土)
換金期間 令和2年10月14日(火)
～令和3年8月18日(火)
原案どおり可決されました。

部会報告

観光・サービス部会

新型コロナウイルス感染防止対策状況の自己診断シート、各事業所での取り組み紹介、店舗等で使える感染拡大防止措置の周知ツール等を掲載したリーフレットを作成し、会議所報に折り込みを行った。(P6 参照)

委員会報告

1. 総務委員会

内 容 第18回霧島市道義高揚支援チャリティゴルフ大会について
令和2年10月10日(土)・17日(日)
霧島ゴルフクラブにて開催

2. 福利厚生委員会

日 時 令和2年8月26日(火)
内 容 ①健康診断事業について
10月1日～10月7日(土日除く)
②職場親善ボウリング大会について
11月12日(木)開催(コロナウイルスの状況によっては中止も検討)

その他報告

1. 霧島市飲食店エールプロジェクト

5月7日(木)から6月5日(金)にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている霧島市内の飲食店を応援するクラウドファンディングを実施。
支援者 1,443 名、支援金 29,483,500 円

議案第519号 霧島商工会議所会員加入について

期間：令和2年5月19日～令和2年8月25日
加 入

No.	事業所名	代表者	営 業 内 容	所 在 地	電 話 番 号
1	A Day	小牟田 恵 美	飲食業	国分中央3-15-14 YTビル1F	73-7189
2	(株)inspire	中 重 修 作	経営コンサルティング業	国分野口町17-23	70-0037
3	(株)朝日文化	兼 子 健 司	イベント業	隼人町内1453-5	71-0130
4	あらびあんないと	木 原 さとみ	飲食業	国分中央3-7-22-2F	45-4043
5	(株)サンライズ精工	児 玉 祐 司	精密金属加工業	隼人町松永2188-1	44-9282
6	たねびのわ	若 松 翔 平	飲食業	国分中央3-7-24 前田ビル2F	47-7775
7	MEC Industry(株)	森 下 喜 隆	建築材料仕入、製造、販売	国分野口東6-14	55-1586

令和2年5月19日現在 会員数 1,323 事業所 (法人 737 個人 586)
加 入 7 事業所 (法人 4 個人 3)
脱 退 3 事業所 (法人 1 個人 2)
令和2年8月25日現在 会員数 1,327 事業所 (法人 740 個人 587)

持続化給付金及び家賃支援給付金の霧島市の申請サポート会場は終了しました。 サポート会場をご希望の方は下記をご利用ください。

【持続化給付金】 電話予約窓口 0120-279-292 8:30～19:00（土・祝除く）

会場：旧いづろ高速バスセンター
（〒892-0825 鹿児島市大黒町3-22）

【家賃支援給付金】 電話予約窓口 0120-150-413 9:00～18:00

会場：TKPガーデンシティ鹿児島中央
（〒890-0053 鹿児島市中央町26-1 南国アネックス3F）



飲食店感染防止対策支援 事業費補助金について

来店客が食事中にマスクを外さざるを得ない等のため、他の業種よりも感染リスクが高い飲食店が感染防止対策物品の購入等、感染防止に効果的なキャッシュレス決済手段を導入する経費を助成する。

1. 飲食店の範囲

(1)日本標準産業分類の「中分類 76 - 飲食店」のうち、次に掲げるもの

- 食堂・レストラン（専門料理店を除く。）
- 専門料理店（日本料理店、料亭、中華料理店、ラーメン店、焼肉店、その他の専門料理店）・そば・うどん店・すし店・酒場・ビヤホール・バー・キャバレー・ナイトクラブ・喫茶店・その他の飲食店（ハンバーガー店、お好み焼き・焼きそば・たこ焼店、他に分類されない飲食店）

(2)日本標準産業分類の「中分類 77 - 持ち帰り・配達飲食サービス業」のうち、次に掲げるもの

- 持ち帰り飲食サービス業
- 配達飲食サービス業（学校や病院、施設など特定された多人数に対して食事を客の求める場所に届ける事業所を除く。）

2. 補助金の交付の目的となる飲食店

- ①食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること。
- ②営業の主たる目的が飲食店であること。
- ③店舗が鹿児島県内にあること。

3. 補助率・補助上限額

		補助率	補助上限額
1	感染防止対策物品の購入等	10 / 10 以内	1 店舗あたり 上限 10 万円 (10 万円 × 店舗数)
2	キャッシュレスの導入	4 / 5 以内	1 事業者あたり 上限 20 万円

※物品購入費、外注費、決済端末等、事前注文・決済システムの導入費用いずれも消費税及び地方消費税に相当する額を除く。（千円未満の端数は切り捨て）

※ 令和2年4月1日（水）から10月31日（土）までの間に購入又は実施し、かつ同日までに支払いがなされたもの

※ 物品の購入・発注は、可能な限り、鹿児島県内で行うこと。

4. 申請期間

令和2年11月2日（月）まで（消印有効）

5. 提出書類

- 申請書類送付状
 - 交付申請書及び交付請求書
 - 食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店の営業許可証の写し
 - 補助対象経費の支払証拠書類（購入明細のレシート、領収書等の写し）
 - 振込先口座の通帳等の写し
- ※その他必要に応じて他の書類の提出を求めることがあります。

6. 申請書等の入手方法

鹿児島県庁のホームページ、鹿児島県庁商工政策課、各地域振興局等

7. 申請方法

簡易書留やレターパックなど申請者が郵便物の到達を確認できる方法で送付してください。

<宛先>

〒892-0835 鹿児島市城南町 45-1
鹿児島県感染防止対策支援事業事務局 宛て

8. お問い合わせ先

鹿児島県感染防止対策支援事業事務局
〒892-0835 鹿児島市城南町 45-1
コールセンター 099-213-9192
受付時間 9:00 ～ 17:00（土日祝日を除く）

新型コロナウイルス感染症等に係る 固定資産税・都市計画税の減免について

概要

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者に対して 2021 年度の固定資産税・都市計画税を減免します。

<減免対象>

- ・事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税
- ・事業用家屋に対する都市計画税

2020 年 2 月～10 月までの 任意の連続する 3 ヶ月間の 事業収入の対前年同期比減少率	減免率
50%以上減少	全額
30%以上 50%未満	2 分の 1

◆認定を受けた税理士、金融機関、商工会議所等の認定経営革新等支援機関の認定を受けて、市町村による受付は令和 3 年 1 月（予定）から令和 3 年 1 月 31 日までに申請をした方に適用されます。

申請書

ご提出いただく申告書様式は、対象設備の所在する各地方自治体が定める申告書様式となります。提出先の HP 等をご確認ください。

1. 中小事業者等であることの確認（法人の場合）

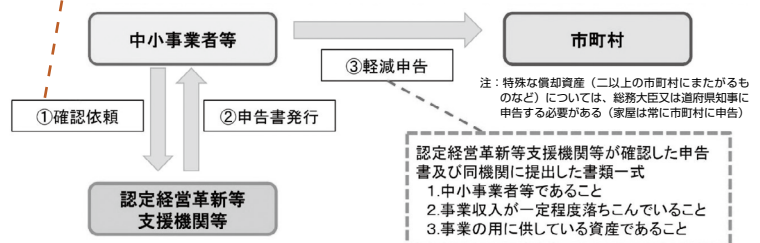
資本金、大企業の子会社でない、性風俗関連特殊営業を行っていない旨を申告書の誓約事項で確認

2. 事業収入の減少の確認

2020 年 2 月～10 月までの連続する 3 月の期間の事業収入の合計が前年同期と比べ 30% or 50% 以上減少していることを会計帳簿等で確認。

3. 特例対象家屋の居住用・事業用割合の確認

特例の対象資産について事業専用の部分を所得税青色申告決算書、収支内訳書等を用いて確認



お問い合わせ先

中小企業 固定資産税等の軽減相談窓口 電話：0570-077322 受付時間：9:30～17:00（平日のみ）

週10～20時間未満で働く障害者を 雇用する事業主の皆様への給付金のご案内

特に短い時間で働くことができる障害者である労働者を雇用する事業主に対する支援として、新たに「特別給付金」が支給されることになりました。

1. 支給対象となる障害者（以下「対象障害者」という。）

- 次のいずれも満たす障害者
- ・障害者手帳等を保持する障害者
 - ・1年を超えて雇用される障害者（見込みを含む）
 - ・週所定労働時間が10時間以上20時間未満の障害者

2. 支給額

申請対象期間に雇用していた対象障害者の人月（実人月数）
※週所定労働時間20時間以上の障害者の人月数が上限



単価（週所定労働時間20時間以上の労働者の数に応じて）

7,000円

100人超事業主の場合
＝納付金申告義務あり

or

5,000円

100人以下事業主の場合
＝納付金申告義務なし



支給額

3. 申請から支給までの流れ

申請対象期間（対象障害者を雇用した期間）
毎年度1年間（4月から翌3月）

申請期間

100人超事業主：翌4月1日～5月15日
100人以下事業主：翌4月1日～7月31日

支給 10月～12月

4. 申請書の提出先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）

5. 申請書の提出方法

「機構のHPから電子申請」又は「機構都道府県支部へ郵送又は持参」

〈問い合わせ先〉

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 鹿児島支部
高齢・障害者業務課 TEL099-813-0132



厚生労働省



独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構

鹿児島県の最低賃金

—— 鹿児島県最低賃金が改定されました ——

鹿児島県 最低賃金 (地域別最低賃金)	最低賃金額	効力発生日	適用範囲
	時間額(円) 793円	令和2年 10月3日	

鹿児島県最低賃金は県下のすべての労働者に適用されます。ただし、別に定める特定(産業別)最低賃金の産業に該当する場合は、当該最低賃金も適用されます。

必ずチェック
最低賃金!

使用者も
労働者も

最低賃金に関するお問い合わせ先 鹿児島労働局 (099-223-8278)・各労働基準監督署 <https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/>

業務改善助成金 (賃金の引上げを支援します)

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。支給対象者と支給要件、助成金は一定の条件があります。詳しくはこちら **業務改善助成金** **検索**

年次有給休暇の計画的付与制度

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

5日	5日	15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる	事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

2 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交代で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用

注) 就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。



(働き方・休み方改善ポータルサイト)



(年休取得特設サイト)



厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

◎働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト **検索**

安全・有利・手軽な 国の退職金制度を活用しませんか。

中退共

CHU 小企業 退 職金 共 済 制 度

詳しくは
ホームページをご覧ください。

中退共 **検索**

国の制度だから安心
掛金の一部を国が助成します。

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

社外積立で管理も簡単
退職金試算額などをお知らせします。

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

小規模事業者持続化補助金をはじめとした県・市補助金申請のための経営計画作成個別相談会開催の御案内

「小規模事業者持続化補助金」とは、販路開拓などの取り組みに対して、最大150万円（補助経費の3分の2）を返却不要の補助金として受け取れるものです。

このような補助金を多くの事業者の方々に有効的に活用していただくために、下記により個別相談会を開催いたします。相談会では、専門家が対象となる取組みや申請書類の書き方等を指導します。

この機会にぜひ御相談ください。

開催期間 令和2年10月15日(木)～12月25日(金)（土、日、祝日を除く）午前10時から午後3時までの約1時間程度

開催場所 霧島商工会議所会館 **講師** 角幸憲氏（K-office 代表）

相談料 無料 **申込方法** TEL 45-2552 でお申し込みください

新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言ステッカーについて

鹿児島県では、県内事業者が感染防止対策に積極的に取り組んでいただくとともに県民の皆様が安心して利用できる施設や飲食店等の「見える化」を図るため、店舗（施設）に掲示できる「新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言ステッカー」を県ホームページ（電子申請共同運営システム（e（いー）申請））で利用して、取得できます。

対象事業者

新型コロナウイルス感染防止対策の基本的事項の全てを実施する県内事業者

【基本的事項】

- (1) 入口や施設内における手指消毒薬等の設置
- (2) 施設の定期的な換気及び清掃
- (3) 従業員のマスク着用及び手洗いや手指消毒の徹底
- (4) 利用者へマスク着用及び手洗いや手指消毒の呼びかけ
- (5) 施設共用品や複数の人の手がよく触れる場所のこまめな消毒
- (6) 混雑時の入場数や滞在時間の制限等
- (7) 従業員等の体調管理
- (8) 人と人との十分な距離の確保
- (9) 新型コロナウイルス感染症についての相談目安及び「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」の連絡先を従業員へ周知
- (10) 業界団体等が作成する「業種別ガイドライン」を確認したうえでの取組の実施（※）

(<https://corona.go.jp/prevention/>)

留意事項

- (1) 「新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言」のうち、基本的事項10項目の全てを実施していることが発行の要件となります。
- (2) 登録の店舗（施設）で感染防止対策が実施されていないと判断した場合又は登録内容が虚偽であった場合やその他不適切と判断した場合は、県の求めに応じて「実施宣言」書とステッカーを撤去していただきます。
- (3) 利用にあたっては次の留意点を必ず遵守してください。

「実施宣言」書 ステッカー



「新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言ステッカー」の利用にあたっての留意点

問い合わせ先

くらし保健福祉部健康増進課

電話番号：099-833-3221（コロナ相談かごしま）

新型コロナウイルス 防止対策 19項目

店舗等で使える
周知ツールの公開

営業前に店内の完全消毒を行っています コロナウイルス対策実施店	2方向から換気を行っています コロナウイルス対策実施店	テーブル席は透明アクリル板等で感染対策をしています コロナウイルス対策実施店	席間士の間隔を空けて配置しています コロナウイルス対策実施店	一定時間ごとにドアノブ、トイレ等の消毒を行っています コロナウイルス対策実施店	スタッフはマスクを付けて接客を行っています コロナウイルス対策実施店	一定時間ごとにスタッフの手指の消毒を行っています コロナウイルス対策実施店
納品業者等は手指消毒後の入店を原則としています コロナウイルス対策実施店	お客様の入店時に非接触型体温計で検温を行っています コロナウイルス対策実施店	入店する際お客様への手指消毒をお願いしています コロナウイルス対策実施店	お会計後のお客様への手指消毒をお願いしています コロナウイルス対策実施店	お客様が退店された後の客席の消毒を行っています コロナウイルス対策実施店	宴会料理を大皿でお出しいたしません コロナウイルス対策実施店	できるだけお客様の正面からではなく横並びでご注文をお受けします コロナウイルス対策実施店
除菌剤で店内の消毒を行っています コロナウイルス対策実施店	BOX席の相席を禁止しています コロナウイルス対策実施店	スタッフは毎日検温を行い健康の管理を徹底しています コロナウイルス対策実施店	「止め乾杯」を推奨しております コロナウイルス対策実施店	テーブル調味料を1組様ごとに交換・消毒を行っています コロナウイルス対策実施店	QRコード 防止対策の19項目は、国分新生社印刷さんご厚意により、個別のデータを霧島商工会議所HPで公開しています。各店舗等の対策状況に合わせてダウンロード（無料）してご活用ください。 【霧島商工会議所HP】 http://www.kirishima-cci.or.jp/ 活用例 ▶▶▶ 会議所HPからデータをダウンロード → プリントアウト → 店舗入口等に掲示 → 掲示の様子を携帯で撮影 → 画像をSNSに投稿 → お客様に安心をお届け!! ※SNSへの投稿の際は、ハッシュタグ「#霧島エール飯」を付けて投稿をお願いします。（霧島商工会議所 観光・サービス部会）	

新型コロナウイルスの事業資金情報

日本政策金融公庫(国民生活事業)

鹿児島県信用保証協会

新型コロナウイルス感染症特別貸付(注1)		
ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方 (1)最近1カ月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少 (2)業歴が3カ月以上1年1カ月未満の場合等は、最近1カ月の売上高が、次のいずれかと比較して、5%以上減少 ①過去3カ月(最近1カ月含む。)の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10~12月の平均売上高	
資金のお使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金	
融資限度額	別枠8,000万円	
ご返済期間 (据置期間)	設備資金：20年以内(うち5年以内) 運転資金：15年以内(うち5年以内)	
利率(年) (注2)	4,000万円以下	当初3年間：基準(災害) -0.9% 3年経過後：基準(災害)
	4,000万円超	基準(災害)

(注1) 令和2年1月29日以降にご利用いただいたセーフティネット貸付等のご融資も、特別貸付等の要件に該当する場合は適及適用が可能

(注2) 令和2年7月1日時点での適用例
(運転資金1,500万円・5年返済の場合)

【4,000万円以下の部分】当初3年間:0.46%、3年経過後:1.36%

↑ この部分の利子相当額を中小企業基盤整備機構から補給し、実質的に無利子化

	新型コロナウイルス関連 緊急経営対策資金	セーフティネット(SN) 対応資金
利用要件	個人事業主 (小規模企業者) 売上減少率が 5%以上である 個人事業主(中小業者) または法人 売上減少率が 15%以上である	個人事業主(中小業者) または法人 売上減少率が15%未満である
借入限度額	運転・設備資金 4,000万円	運転・設備資金 4,000万円
保証期間 (据置期間)	10年(5年)	10年(5年)
信用保証料 (注)	0%	0.425%(経営者保証無しの場合0.525%)
貸付金利	1年以内 年1.4% 1年超3年以内 年1.6% 3年超5年以内 年1.7% 5年超10年以内 年1.9% 但し、3年間は(実質)0%	1年以内 年1.6% 1年超3年以内 年1.8% 3年超5年以内 年1.9% 5年超7年以内 年2.1% 7年超10年以内 年2.2%
利用する 保証制度 (必要な 認定書の 書類)	SN保証: 4号認定書(100%保証)、 5号認定書(80%保証) 危機関連保証: 危機関連認定書(100%保証)	SN保証: SN5号認定書(80%保証)

◆取扱期間：令和2年5月1日受付～令和2年12月31日受付かつ
令和3年1月31日融資実行分まで

(注) 返済緩和や期間延長の条件変更を行うことで変更保証料が発生いたしますが、変更保証料については優遇措置は受けられませんので、事業者負担となります。

＊ ＊ 検定合格おめでとう ＊ ＊

◎珠算・暗算検定(8月2日(日)施行)

※本人掲載承諾のあった方のみ掲載しています。

段位の部

【敬称略】

珠算準3級 藤岡 紗夜子

珠算準1級 山田 妃美香 (中原珠算教室)

珠算4級 山元 心陽 (迫井そろばん教室)

珠算5級 上野 月夢 (迫井そろばん教室)

珠算7級 黒田 まひろ (中原珠算教室)

珠算9級 幣旗 脩翔 (迫井そろばん教室)

暗算2級 甲斐 葉月 (中原珠算教室)

暗算準2級 黒田 空快 (中原珠算教室)

暗算3級 高山 駿 (中原珠算教室)

暗算3級 西田 奨吾 (中原珠算教室)

暗算4級 中原 朱理 (中原珠算教室)

暗算6級 久米村 愛音 (中原珠算教室)

暗算6級 田口 翔雲 (中原珠算教室)

暗算6級 中村 神動 (中原珠算教室)

国分中央高校から感謝状



9月8日、ピッチングマシンの寄贈に対し霧島市立国分中央高等学校から感謝状を拝受しました。

鹿児島県夏季高等学校野球大会において準優勝という素晴らしい成績を残され、コロナ禍のなか嬉しいニュースに励まされた方も多いと思います。

野球部員皆様の益々のご活躍を祈念しております。

『テイクアウト』ができる！気になるお店



KITCHEN Q

代表 堀之内 勲

KITCHEN Qは、店内でゆったりくつろげて、景色も楽しめる古民家レストランです。
人気メニューの黒豚黒毛和牛ハンバーグランチをお弁当にしました。その他、テイクアウト限定のオムライス丼や焼きたてピザも準備しております。
出来たてを召し上がっていただきたいので、当日予約は1時間前までをお願いいたします。ご注文をお待ちしております。

★テイクアウトメニュー

- ・黒豚黒毛和牛ハンバーグ弁当3種 各810円（税込）
- ・オムライス丼 540円～（税込）
- ・焼きたてピザ 1,080円～（税込）

★テイクアウト受付

11:00～15:00
(15:00以降はご相談ください)

場所／霧島市隼人町小浜2320-1
電話／0995-42-9907
営業／11:30～15:30 (15:00 LO)
定休／日曜日



Instagram



トラットリア・ロッシ

代表 野村 義弘

パスタ&オムライス専門店として、8月で23周年を迎えることができました。ロッシをご利用いただきありがとうございます。
ロッシの料理は材料にこだわり、自家製のソース、地元の農産物を中心に使用しています。お料理をそのままご自宅で召し上がれるようにテイクアウトを始めました。これからも真心をこめて丁寧な料理をご提供していきますので、ぜひご賞味くださいませ。

★テイクアウトメニュー

- ・パスタ各種 860円～（税込）
- ・ピザ・サラダ各種 680円～（税込）
- ・オムライス・オムレツ各種 880円～（税込）

★テイクアウト受付

昼11:30～15:00
夜18:00～21:00

当日のランチタイムの時間帯
(12:00～13:00)のご予約は
お渡しにお時間がかかります

場所／霧島市国分野口北1619
スターレーンボーリング場1F

電話／0995-46-7383

営業／昼11:30～15:30 (LO)

夜18:00～21:30 (LO)

定休／火曜日、月曜日夜の部（不定休有）



MAP

コロナウイルス感染防止対策取組のお店

バー サーティーズ タウザー

Bar 30's TOWSER

代表 四本 正則

対策

- ①開閉式アクリル板の設置
- ②入店時・退店時の手指アルコール消毒
- ③アルコール消毒液による座席等のクリーニング
- ④店内の換気

★お店のPR

『安心してくつろげる空間』づくりにこだわり、開閉式のアクリル板を作製しました。飛沫防止だけでなくオーダーされた飲み物の提供のしやすさを考え、打合せ・試作品を重ね、(株)和田木工所、丸吉建築塗装、(有)国分テントの3社からご協力をいただきました。

季節の果物を使用したカクテルやウイスキーをおススメしております。皆様のご来店を心よりお待ちしております！



- ・カクテル 800円～
- ・ウイスキー 800円～
- ・テーブルチャージ 600円



(株)和田木工所 代表 和田 廣史
TEL. 46-0298

(木製建具・オーダー家具製作)

丸吉建築塗装 代表 吉田 豊明
TEL. 090-2923-2828

(建築塗装業)

場所／霧島市国分中央3丁目14-7 電話／0995-46-1558

営業／19:00～3:00 (現在閉店を1:00～2:00頃としています。当日お問い合わせください) 定休／日曜日 (連休時変更有)

各店舗ごと、お客様への感染防止対策（従業員のマスクの着用、手洗いの徹底、飛沫防止シートの使用等）を行っておりますので、皆様もご配慮いただきながら、飲食店等のご利用をお願いします。